

平成27年12月18日

特定非営利活動法人 消費者支援機構関西
理事長 榎 彰徳 様
(担当事務局 袋井様)

住友不動産リフォーム株式会社
取締役社長 中野 誠

「再要請」に関する回答書

拝啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

貴法人より頂戴しておりました弊社工事請負約款（以下「弊社約款」といいます。）に関する平成27年9月30日付の掲題書面における「再要請」につきまして、以下のとおり回答申し上げます。

1. 弊社約款第3条について

本件につきましては、平成26年12月に回答申し上げましたことと重複いたしますが、弊社では、顧客から依頼された工事の内容に応じ、適切に工事を行うことができるものと判断した業者に業務を依頼し、適宜指導監督を行っており、また、顧客からは弊社へのご信頼に基づき弊社に工事をご発注いただいております。当然ながら、顧客に対しては、直接の請負人たる弊社が施工上の全責任を負いますので、ご指摘のような懸念はないものと考えております。

なお、仮に建設業法上のいわゆる一括下請負に該当する場合でも、当該条文を含む契約約款による契約書に発注者が署名捺印することが、同法に定める「発注者の書面による承諾」に該当し、別途に承諾書を取得することは法令上も求められていないため、現行の条文は法令に違反するものではないものと考えております。よって、ご要請内容その他につき種々検討いたしました結果、現行の条文の削除はしないことといたしました。

もともと、貴法人より受けたご指摘の趣旨を踏まえ、一括下請負に該当する場合には、個別に顧客に説明するよう努める所存です。

2. 弊社約款第20条

ご要請内容その他につき種々検討いたしました結果、第20条を次のとおり変更することといたしました。

第20条（紛争の解決）

この契約について紛争を生じたときは、東京地方裁判所、大阪地方裁判所、またはこの契約の目的物所在地を管轄する高等裁判所の本庁所在地に設置された地方裁判所をもって管轄裁判所とすることにつき、甲および乙はあらかじめ合意する。

以上のとおりですので、よろしく願いいたします。

敬 具